経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・1条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）第19条第1項及び2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第6条第1項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成31年2月1日　国立大学法人大分大学

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　44

1　改正された規則の名称等

国立大学法人大分大学政府調達事務取扱規程（http://www.oita-u.ac.jp/01oshirase/chotatsu/seifutyotatsu.html　参照）

2　この公表に関する問合わせ先

国立大学法人大分大学財務部経理課

ＴＥＬ097―554―7417

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・1条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）第19条第1項及び2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第6条第1項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成31年2月1日　国立大学法人宮崎大学

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　45

1　改正された規則の名称等

国立大学法人宮崎大学政府調達事務取扱細則（http://www.miyazaki-u.ac.jp/administration/public/choutatsu-kojo/kisoku.html　参照）

2　この公表に関する問合わせ先

国立大学法人宮崎大学財務部経理調達課政府調達係

（電話）0985―58―7574

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・1条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）第19条第1項及び2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第6条第1項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成31年2月1日　国立大学法人鹿児島大学

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　46

1　改正された規則の名称等　国立大学法人鹿児島大学政府調達事務取扱規則（https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/seihuchotatsu.pdf　参照）

2　この公表に関する問合わせ先

国立大学法人鹿児島大学財務部財務課総括係

（電話）099―285―7120

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・1条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）第19条第1項及び2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第6条第1項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成31年2月1日　国立大学法人鹿屋体育大学

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　46

1　改正された規則の名称等　鹿屋体育大学政府調達事務取扱規程（https://www.nifs-k.ac.jp/files/outline/seifutyoutatu.pdf　参照）

2　この公表に関する問合わせ先

国立大学法人鹿屋体育大学　財務課契約係

（電話）0994―46―4843

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・1条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）第19条第1項及び2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第6条第1項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成31年2月1日　国立大学法人琉球大学

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　47

1　改正された規則の名称等

国立大学法人琉球大学政府調達事務取扱規程（http://www.u-ryukyu.ac.jp/univ_info/general/supply_info/参照）

2　この公表に関する問合わせ先

国立大学法人琉球大学　財務部経理課

ＴＥＬ098―895―8086

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・1条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）第19条第1項及び2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第6条第1項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成31年2月1日　国立大学法人総合研究大学院大学

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　14

1　改正された規則の名称等　国立大学法人総合研究大学院大学政府調達に関する協定その他の国際約束に係る物品等又は特定役務の調達手続きに関する規程（https://www.soken.ac.jp/outline/disclosure/agreement/procurance/　参照）

2　この公表に関する問合わせ先　国立大学法人総合研究大学院大学　財務課　用度係

（電話番号）046―858―1593

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・1条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）第19条第1項及び2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第6条第1項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成31年2月1日　国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　17

1　改正された規則の名称等

国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学政府調達事務取扱細則（https://education.joureikun.jp/jaist/act/frame/frame110000126.htm参照）

2　この公表に関する問い合わせ先

国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学総務部会計課

調達係　ＴＥＬ0761―51―1104

総務係　ＴＥＬ0761―51―1092

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・1条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）第19条第1項及び2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第6条第1項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成31年2月1日

大学共同利用機関法人

高エネルギー加速器研究機構

◎調達機関番号　416　◎所在地番号　08

1　改正された規則の名称等

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構政府調達事務取扱規則（https://www.kek.jp/ja/ForBusiness/Procurement/Goods/seityoukisoku.pdf　参照）

2　この公表に関する問合せ先

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構　財務部主計課

TEL029―864―5143（ダイヤルイン）

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・1条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）第19条第1項及び2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第6条第1項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成31年2月1日

大学共同利用機関法人自然科学研究機構

◎調達機関番号　416　◎所在地番号　13

1　改正された規則の名称等

大学共同利用機関法人自然科学研究機構政府調達事務取扱要領（https://www.nins.jp/site/rule/1938.html　参照）

2　この公表に関する問合せ先

大学共同利用機関法人自然科学研究機構事務局財務課

ＴＥＬ03―5425―1303